

北京+10

「第4回世界女性会議」10周年 記念集会(北京)に参加して



新日本婦人の会会長 高田 公子

八月二九～三二日、第四回世界女性会議（一九九五年・北京）から一〇周年を記念する集会が北京で開かれました。『北京十 男女平等と共通の発展めざして』をテーマに、六つのサブテーマ（①女性の政策決定と管理 ②女性の経済的エンパワメント ③女性と貧困の撲滅 ④女性の人権と女性に対する暴力の根絶 ⑤女性とエイズ ⑥女性と持続可能な開発）が設けられ、世界九〇カ国・地域の政府および非政府組織（NGO）の代表者約二〇〇〇人が参加。男女平等や女性の地位向上にかんする一〇年間の成果を、「北京行動綱領」（一九九五年）と「成果文書」（二〇〇〇年）にもとづいて総括しながら、今後の発展方向について活発な意見交換をおこないました。

約二〇人が参加、名取はにわ内閣府男女共同参画局長や平松昌子国際婦人年連絡会世話人、新婦人からは私が参加しました。

**記念集会によせる
中国の意気込み**

開幕式と全体会議の参加でしたが、この集会によせる中国の意気込みとこの一〇年間の世界の男女平等への大きな躍動が伝わってきました。

同日午前、北京の人民大会堂で開かれた開幕式では、中国の胡錦濤国家主席が直接参加し、二〇分にわたる演説をおこないました。「中国の発展水準と教育・文化水準はまだ低く、女性の生存、発展、権利保障の面ではいっそうの改善が必要だ」とのべ、とくに「世界の女性の命運は世界の平和・発展に緊密な関係がある」「平和は女性の発展の第一戦略、平和でこそ女性の地位も発展する。国連憲章の原則を守り、ともに女性の平等を推進することが重要」と指摘

しつつ、平和な国際環境をつくる必要性を強調しました。

中国自身、この日を迎えるにあたって、「女性権益保障法」の改正をはかって、男女平等の実行は国家の基本的な定め、あらゆる形態の差別撤廃をかき加え、結婚、妊娠による女性労働者の賃金差別や解雇、就職差別も禁止しています。

**男女平等によせる
世界の大きな躍動**

開会式と全体会議で二五人の発言を伺い、この一〇年間、世界各地で「北京行動綱領」を力に、女性の地位向上や社会進出に大きく努力している姿に感動しました。

参加した九〇カ国二〇〇〇人のうち、大統領二人、総理一人、前総理一人、王室の方数人、大臣あるいは大臣クラスの方六〇人などその国の要職にある方々が含まれていますが、大統領一人をのぞいてみんな女性なのです。大統領や首相、男女平等省



中華婦女連主席の顧秀蓮さんと

やエンパワーメント省の大臣として次つぎ発言される姿をみて、またその内容にふれて、アメリカを中心とするバックラッシュ（逆流）の嵐のなかで、世界は男女平等実現に向けたとりくみを前進させてきていること、女性自身のエンパワーメントに圧倒される思いでした。

改めて国連の果たす責任の重さを実感。核兵器廃絶や貧困、暴力、エイズ撲滅などどんな課題も私たちの運動と国連が一緒になれば乗り越えていける、乗り越えられない課題はないと実感することのできた、とても内容の濃い一日でもありました。

国連関係の人たちも何人か発言されました。国連高等人権弁

務官は、この一〇年間の大きな変化にふれ、一七九カ国が「行動綱領」と「北京宣言」を採択し、とくに各国が政府レベルでジェンダー平等のために四九カ国で国内法をかえ、二一カ国で新たな立法をつくるなどの努力をしてきたこと、同時にNGOの果たした役割の大きさを強調しました。アナン国連事務局長の「公式機関まかせにしないで、女性により大きな権限もたせるうえでも、NGOが力を發揮できるよう国連の使命が重要であることや、それが実践できるように努力していきたい」というメッセージも伝えながらの報告に、共感の拍手が送られました。

それに応えるように、スリランカの代表は、「女性のエンパワーメントで真の男女平等を勝ちとっていきたい。男女平等省、女性問題委員会を作り、法整備に努力、あらゆる人権の宣言にも署名し、平和でこそ女性の能力は發揮される。社会福祉

の推進、貧困撲滅などと同時に平和の課題に努力するなかで女性のみずから力をつけてさまざまな分野で力を發揮している」と発言。モザンビークのデイオゴ首相は、「家庭内暴力、人身売買、貧困、エイズの問題など平等を勝ちとっていく上で大きな障害になっている。とくにエイズ患者はアフリカでは五八%にも及ぶ状況。法律で暴力をとりしまったり、教育分野でも男女平等に力をいれ、とくに女性のみずから力をつける努力のなかで公共部門での女性の比重も高まり、女性の起業家もふえ、議会でも三五%を占めるようになり、その力が平和や紛争解決でも大きな役割を發揮しています。女性閣僚が二けたになり、そして首相も女性である私がありました」との発言には大きな拍手がわきおこりました。

一九九五年の「世界女性会議」にも参加したヨルダン代表のハヤ王女も「ジェンダー平等は山登りのような困難にぶつか



会場に向かう各国の代表

るが、誇りを感じる。とくに女性の権利はゆっくりだが、確かに山を登ってきている。自分たちの努力とあわせて国際連帯の中ですすみ、雇用の分野にも女性が進出。若者が行動綱領を支持していることにみられるように、小国だが平等への速度は速まると確信できる」と発言。バハマの社会発展と社会保障担当の大臣も「女性への暴力・貧困にとりくみ、教育とNGOの協力でエイズ感染率は五〇%から一〇%下げることができ、内閣への女性登用も二割をこえ、国家の安全部長も女性」と報告。

南アフリカでも、「農村をふくめ女性が教育を受けられるように努力、同一労働同一賃金や科学技術を身につける訓練の機会を保障する中で働く女性もふえている。DV法の確立やエイズ対策もすすみ、今までにない女性の内閣が四〇%という高い比率になっている」。またベネズエラの「国家女性開発省をつくり、憲法に男女平等をうた

い、貧困撲滅のための努力やシエルトアづくりもすすんだ」と誇りに満ちた発言に、男女がともに生き、平和と人権・福祉の

社会めざし地球の裏側や途上国でも女性たちのエンパワーメントが大きな変化づくりだしていることに確信をもつことができ

た。世界での大きな前進にくらべ、日本では、今年度中におこなわれる男女共同参画基本計画の改定をめぐっても明らかに後退がみられます。「日本国憲法と国際的到達に基づく女性の人權尊重」という、男女共同参画社会基本法の理念をゆるがすような策動が目立つなど、改めて男女平等に関する到達の遅れを

痛感しました。

平和でこそ男女平等も

夜、歓迎レセプションが人民大会堂でひらかれ、一〇人ごとの円卓で自由に座った私たちのテーブルは、日本地域婦人団体連絡協議会の代表やタイの女性、ラオス大使、ウガンダ大使館一等参事の方々と二時間近く歓談しました。バンダナや扇子、バッヂをプレゼントしながら、

日本女性の平和憲法によせるあつい思いを説明すると、「ともに頑張りましょう」名刺交換も

し、連帯の握手を交わしました。女性の地位向上をかちとつていくうえで、平和の問題は最も重要です。今後も、核兵器廃絶や憲法、平和の課題で語り合い、意見を交わしたいと思いました。各国政府レベルの大使も参事も、世界のNGOも目線は一緒と、大会堂いっぱい広がる熱気の中で、心あつくしたひとときでした。

なお最終日の三十一日に、『北京10宣言 男女平等、開発、平和のための連帯』が採択されました。(たかだ・きみこ)

北京10宣言

男女平等、開発、平和のための連帯

(新婦人国際部仮訳)

国連創立60周年、国連第4回世界女性会議10周年および国連ミレニアムサミット5周年を目前にして、国連第4回世界女性会議10周年を記念して北京に集った各国政府、政府間組織および非政府組織を含む市民社会を代表する私たちは、

1. 平等、開発、平和の実現への女性の役割と偉大な貢献を称え、女性の多様性と指導能力が開発のための豊かな資源、推進力であるこ

とを認め、

2. 第4回世界女性会議が、過去のすべての世界女性会議と同様に、世界的な女性運動の節目をしるす道標となり、北京宣言および行動綱領が女性のさらなる地位向上にとつての一貫した政策文書であり続けていることを確認し、

3. 北京行動綱領の実行と女性の地位向上のあらゆるレベルにおいて成し遂げられた過去10年の成果に大きく励まされ、

4. 依然としてなくならない貧困、差別、暴力、紛争、グローバリ化の否定的な影響およびHIV/AIDSと環境の悪化を含めた従来とはちがう安全保障問題など、女性の地位向上

を阻む障害と試練を深く憂慮し、

5. 国連憲章にうたわれている男女平等の原則と北京宣言、行動綱領、ミレニアム宣言およびミレニアム開発目標、女性差別撤廃条約にとりくむというわれわれの決意を再度、厳粛に宣言し、

6. これら文書の完全かつ実効的な実施を加速化することの緊急性を強調し、またこれについて各国政府が最も重要な責任を負うこと、非政府組織を含めた市民社会が積極的な役割を果たすこと、および国際・地域協力が重要であることを強調し、

私たちは以下を深く確信する。

7. 平等、開発、平和は私たちの揺るぐことのない目標であり、これらのために平等、自由、連帯、寛容、自然の尊重および責任の共有という根本的な価値を守り続けなければならないこと。
8. 男女の平等とは、人間としての男女の完全性と価値、および権利、機会、責任の平等を意味すること、男女平等の実現には男女双方の平等な参加と責任の共有が必要であること。
9. ミレニアム宣言とミレニアム開発目標は、平和で繁栄した公正な世界を築くためにきわめて重要であり、男女平等は人間中心の持続可能な開発を実現し、調和のとれた社会を築き、すべてのミレニアム開発目標を達成するために不可欠であること。
10. 女性は平和の構築、紛争解決および紛争後の建設において基本的かつかけがえのない力であること。
11. グローバル化がすべての男女にとって積極的な力となることを確実にするために、あらゆる多様性をもつわれわれに共通の人間性にもとづいて、幅広く持続的な努力がおこなわれなければならないこと。
- 私たちは以下を決意する。
12. 北京行動綱領と女性差別撤廃条約およびミレニアム開発目標の完全かつ実効的な実行を加速化するために、いかなる努力も惜しまないこと。
13. 女性と少女にたいするあらゆる形態の差別を撤廃し、彼らが人権と基本的自由の不可譲で不可欠かつ完全な一部としての、すべての人権を完全に享受することを保証すること。
14. 貧困根絶のための努力を強化し、2015年までに世界の飢餓・極貧人口を半減させ、すべての女性と男性を絶望的で非人間的な極貧状態から解放し、人類全体を欠乏から解放すること。
15. 女性の政治的、経済的および社会的意思決定への平等で完全な参加を保証し、公共・民間両部門の管理職における男女同数の早期実現のために努力すること。
16. 「全員のための教育」の実行を加速化し、女性と少女の情報およびメディア資源への平等なアクセスを保証し、能力向上を進めるための他のあらゆる措置を強める。
17. 女性が全生涯において健康を享受することを保証し、料金が手ごろで質の高い医療を提供すること。ICPD（1994年国際人口開発会議「通称カイロ会議」）行動計画にそって女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進し、女性と少女の健康を損なうようなあらゆる慣習をなくすこと。
18. 女性と女兒がHIV感染防止の知識と手段をもち、カウンセリング、治療、ケアへの平等で普遍的なアクセスをもつことを保証すること。
19. 女性の経済的独立と経済的エンパワーメントを促進し、特に経済的、財政的、および市場的な資源と恩恵への女性の平等なアクセスを保証し、女性の雇用と人間らしい仕事を促進し、労働者保護と社会保障の制度を改善すること。
20. 女性と少女にたいするあらゆる形態の暴力をなくし、関連する搾取と人権侵害を含めたあらゆる形態の人身売買を防止・撲滅し、移住女性の権利を擁護すること。
21. 平和と安全保障の維持、促進のすべてのとりくみへの女性の平等な参加と全面的な関与を促進し、紛争防止・解決に関する意思決定における女性の役割を高め、地方の女性の平和へのイニシアチブを支援する。
22. 環境の保護と管理、防災での女性の役割を強化し、浄水、衛生、エネルギー、保健医療、安全な食糧、生物多様性の保護などの基本的需要への女性のアクセスを増やし、人間中心の持続可能な開発を促進する。
23. ジェンダー主流化戦略を強化し、男女平等のためのナショナルマシンナリー（国内本部機構）に十分な資源と強力な政治的支援を提供するとともに、これら戦略やマシンナリーが女性のための特別の行動や計画にとって代わることはないようにすること。
24. 不利な状況にある女性のニーズを満たし、権利を尊重し、彼らが社会的、政治的、経済的および文化的な領域に平等に参加し、その恩恵を受けることを保証すること。
25. 男性と少年を性別を反映した存在として認め、さらに彼らが態度、関係、資源や意思決定へのアクセスに変化をもたらす能力があることを認め、彼らが男女平等のためのあらゆる活動と計画に平等に参加することを奨励し、支援すること。
26. 女性の地位向上を可能にする平和と連帯が行き渡った国際環境をつくり、地域間の経済的發展と社会的發展のバランスを促進し、特に後発開発途上国と発展途上国にたいして能力開発を強化するための財政的・技術的資源および人材訓練を提供するうえでの協力を高めること。
27. 各国がそれぞれのおかれた独自の状況に沿って開発した男女平等を前進させるための異なる道を尊重し、共に発展するための相互理解と経験交流を促進すること。